

事 務 連 絡
令和 8 年 1 0 月 7 日

自治区長 様

豊田市長 太田 稔彦

自主避難場所の指定状況報告について（依頼）

日頃は、防災行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

各自治区で指定している「自主避難場所」（詳細は下記の「3 注意事項」に記載）につきまして、下記のとおり報告をお願いします。

記

1 提出物

(1) 別紙 1 自主避難場所報告書（**全自治区提出**）

自治区が指定している自主避難場所の把握及び事務手続きに使用します。なお、自主避難場所の指定、運営等については、裏面を参照してください。

(2) 別紙 2 自主避難場所看板申請書（**希望自治区のみ提出**）

新規に指定する自主避難場所に看板を配付します。なお、看板の配付基準については、裏面を参照してください。

既に指定されている自主避難場所へ看板の配付は原則行いませんが、劣化等で文字等が消えている場合は、看板の上から貼る「避難場所看板シール」を配付します。看板、支柱は既存のものを御活用ください。

2 提出について

令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）までに防災対策課へ、メール・FAX・窓口へ持参のいずれかの方法により提出してください。

3 注意事項

- ・「自主避難場所」とは、市の指定する緊急避難場所や避難所が開設されていない場合や安全に避難することが困難な場合等に、**住民の方が自主的に避難する場所**です。
- ・「自主避難場所」は、**自治区による指定及び管理運営をする必要があります。**
- ・「自主避難場所」は、災害リスクを考慮して選定する必要があるため、**必ず裏面と別添フロー図を参照し、災害リスクを調査した上で選定・継続指定を行ってください。（一部、災害リスクが高い箇所が指定されているため、自治区内で改めて確認を行い、適宜見直しすることを推奨します。）**

4 その他

配付先の自治区については、別途通知します。

なお、配布は令和 8 年度、または令和 9 年度を予定しております。

<連絡先> 豊田市地域活躍部防災対策課 システム基盤整備担当

TEL : 0 5 6 5 - 3 4 - 6 7 5 0

FAX : 0 5 6 5 - 3 4 - 6 0 4 8

メール : bousai@city.toyota.aichi.jp

自主避難場所の指定について

1 自主避難場所の運営等

項目	内容	備考
指定	自治区	自治区は、施設管理者の承諾を得ること
運営	自治区を中心とする地域住民	原則、市職員の配置及び物資支援は行わない
基準	災害時、安全に運営が可能な場所	市の指定緊急避難場所・指定避難所の指定は不可
看板	当面、市が看板を配付	取り付け、維持管理、処分は自治区で実施

2 看板の配付基準

指定された施設等が下表に示す災害種別の基準を満たしていること

災害種別	基準
地震（※）	・建築物がある場合は、当該建築物が昭和 56 年 6 月以降に建築されていること。 ただし、昭和 56 年 6 月以前に建築された建築物がある場合は、耐震診断又は耐震改修により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 20 条に規定する基準（以下、構造要件という。）を満たしていること ・施設又はその施設周辺に地震が発生した場合において、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物、その他の物が無いこと。
洪水（※）	浸水想定区域及び浸水予想図の指定区域外であること。区域内の場合は、堤防等の近くではなく、浸水想定水位以上の高さに避難スペースが確保できること。
土砂災害	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域（土石流）の外であること。 ただし、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）については、構造要件を満たし、2 階以上又は 1 階でも警戒区域等の指定エリア外で避難可能なスペースがあること。

※地震・洪水については、土砂災害の基準についても満たしていることが必要

3 災害リスクの確認方法

（1）洪水

①豊田市洪水ハザードマップ

②豊田市ホームページ内「とよた i マップ」の防災マップで“浸水想定区域”のレイヤを選択

<https://www2.wagmap.jp/toyotacity/Portal>

※令和 3 年 4 月に洪水ハザードマップが更新されています。従来、浸水想定区域外であった場所が浸水想定区域内に変更している場合があります。浸水想定区域内に設置してある看板に「洪水」シールが貼られている場合は、シールをはがす等の対応をお願いします。

（2）土砂災害

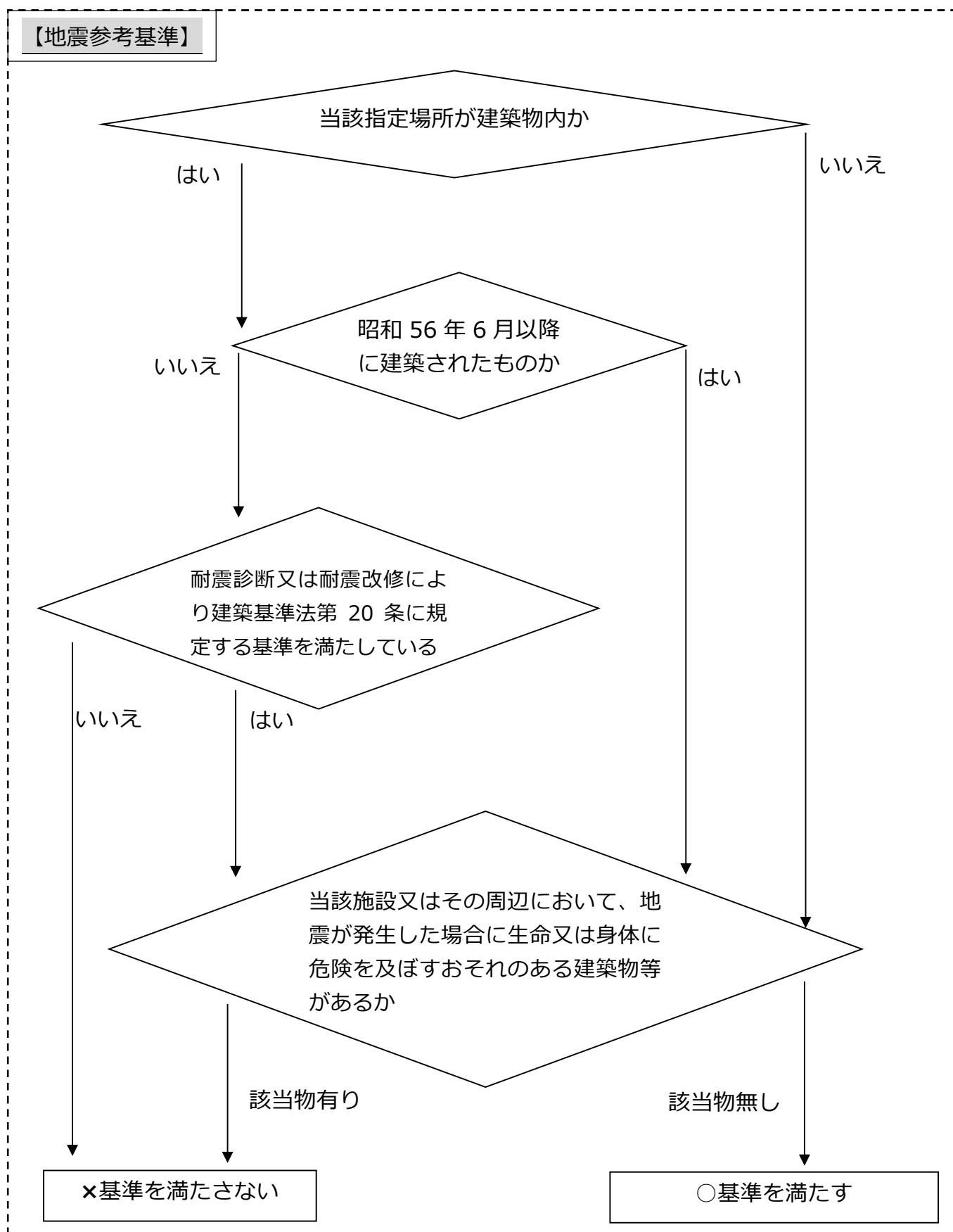
①愛知県統合型情報システム「マップあいち」の土砂災害情報マップ

<https://maps.pref.aichi.jp/>

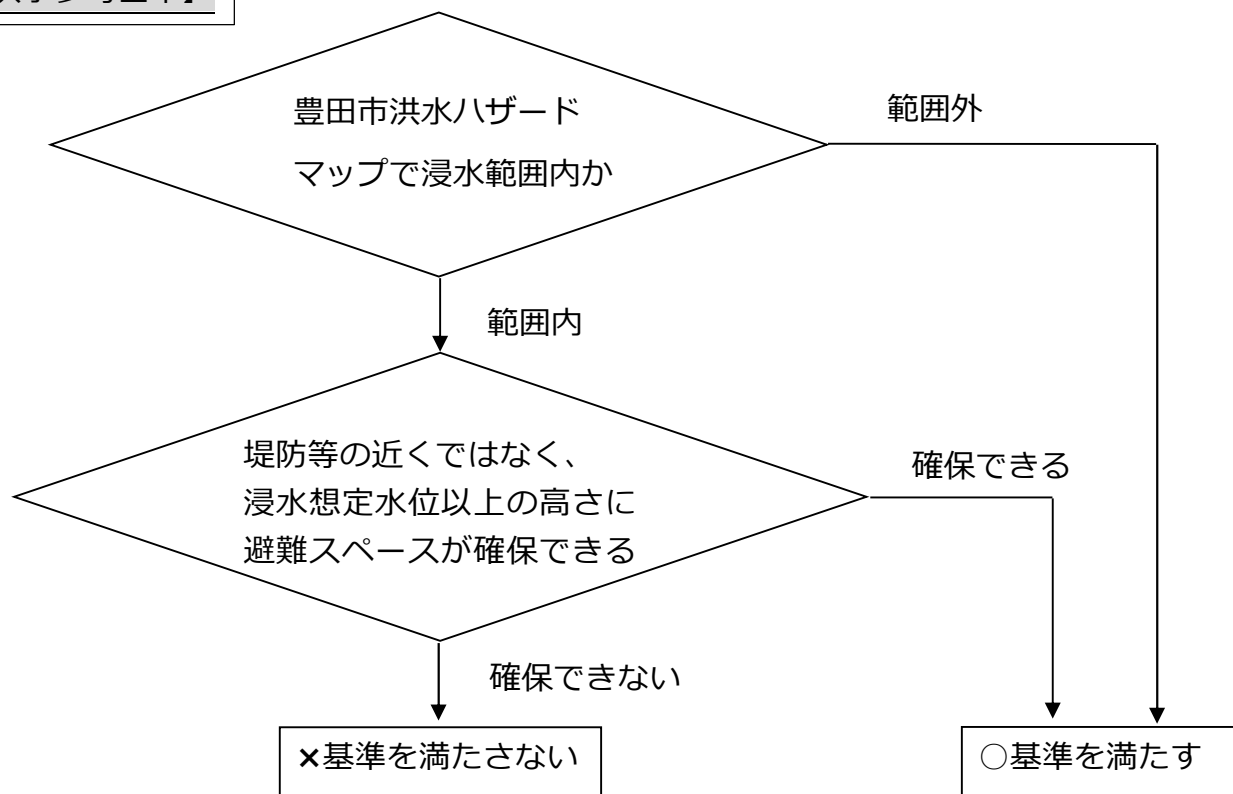
②豊田市ホームページ内「とよた i マップ」の防災マップで“土砂災害情報”のうち“土砂災害特別警戒区域（土石流）”、“土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）”、“土砂災害警戒区域（土石流）”、のレイヤを選択（一度に複数のレイヤを選択できます）

<https://www2.wagmap.jp/toyotacity/Portal>

自主避難場所基準フロー図



【洪水参考基準】



【土砂災害参考基準】

